

決議

- (二) 團結權ノ確認
- (三) 八時間制實施
- (三) 公休日ニ日給額支給

(以上警視廳)

大坂祖兵工廠職工組織ノ向上會(會員約四十名)長八木信一宛十一月月初旬三項(前項記載通り)ノ團體組織確認等職工待遇問題ニ関シ小石川労働會ヨリ東西祖兵工廠提携ノ上目的ヲ具微ス可ク賛同ヲ求メ来リタルモ向上會ニテハ昨今ノ不況時ニ度ニ般職工ノ賃銀低下ニ目下官營工場ハ民間工場ニ比シ待遇優良ナルモノアルヲ以テ職工

例ニ何等不承ナキ今日輕率ナル運動ニ與ミシ難シトナシ自重ノ態度ヲ執リ上京等

ノコトヲモ模倣ナリ (大坂府)

(二) 熊本労働者講演會

熊本市ニ於テ組織セル印刷技友會並ニ同市各種労働者ヲ以テ組織セル労正會共同十一月十六日公會並ニ於テ労働者講演會ヲ開催セリ今スル者兩會員約七十名在詎決議者ヲ滿場異議ナク可決次ラ會員ノ演說アリ 靜肅ノ裡ニ散會セリ

決議

吾等「ワシントン」萬國労働會議ノ決議ノ決行ニ依リ尚一面生理學上八時間労働ヲ理想